

公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会における特定秘密の 保護に関する規則の一部改正について	令和3年6月24日 警備局長 官官房
--------------------	---------------------------------------	--------------------------

1 改正の趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の規定による通知、告知、同意等を、書面の交付に代えて、電磁的記録により行うことを可能とする、特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第170号。以下「改正令」という。）が、本年6月11日に閣議決定された。

上記を踏まえ、国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成26年国家公安委員会規則第11号）について所要の改正を行うもの。

2 改正案の概要

国家公安委員会における特定秘密の保護に係る各種手続について、書面のみならず、電磁的記録により行うことを可能とするほか、様式について所要の改正を行う。

3 施行期日

令和3年7月1日

（改正令の施行日と同日）

4 その他

- 本規則の内容は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第4項第1号（国の組織内部の事柄について定める命令等）に該当することから、意見公募手続を実施しない。
- 警察庁においても、上記と同内容について、訓令の改正を行うほか、都道府県警察に対して指示を行う予定。

公安委員会	令和4年度における警察庁組織	令和3年6月24日
説明資料No. 2	改正構想について	長官官房

1 背景

下記の情勢を踏まえ、警察庁の組織の改正について所要の検討を行うこととする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症を契機とした社会のデジタル化と、それに伴うサイバー空間における被害の潜在的リスクの拡大
- (2) 国家を背景としたサイバー攻撃、悪質なマルウェアを用いた攻撃手法の拡散等、サイバー空間の脅威の拡大
- (3) 社会のデジタル化を背景とした、警察における情報化、先端技術導入、通信施設・情報基盤の高度化等の必要性の拡大

2 改正構想の骨子

- (1) サイバー局等の新設

サイバー事案への対処能力を強化するため、警察庁の内部部局としてサイバー局を設置するとともに、管区警察局に一定のサイバー事案について捜査を行う組織を設置する。

- (2) 技術政策を総括する組織の設置

情報化のための司令塔機能を強化するため、情報通信局を改組し、長官官房に技術政策を統括する組織を設置する。

3 今後の予定

令和3年8月目途 概算要求書提出

1 行方不明者の受理状況

○ 行方不明者の届出受理数は、平成18年以降、8万件台で推移していたが、令和2年は77,022人（前年比9,911人減少）と統計の残る昭和31年以降で最少となった。

認知症に係る行方不明者の届出受理数は、統計をとり始めた平成24年以降、年々増加しており、令和2年は17,565人と前年に比べて86人増加している。

○ 男女別では、男性が48,994人、女性が28,028人と男性の割合が高くなっている。

○ 年齢層別では、20歳代が最も多く、70歳代以上が増加傾向にある。

○ 原因・動機別（「不詳」を除く。）では、認知症を含む疾病関係が最も多く、増加傾向にある。

2 行方不明者の所在確認等の状況

○ 令和2年中に所在確認等がなされた行方不明者は79,640人であり、その内訳は所在確認が66,166人、死亡確認が3,830人、その他が9,644人となっている。

○ 全体の50.1%が受理当日、全体の81.4%が受理から1週間以内に所在確認されている。

このうち、認知症に係る行方不明者は、74.2%が受理当日、99.3%が受理から1週間以内に所在確認されている。

3 今後の取組

○ 行方不明となった原因・動機や当時の状況等を詳細に確認し、事案に応じた組織的な発見・保護活動を推進。

○ 認知症による行方不明者の早期発見に向け、自治体等の関係機関・団体との連携強化、情報発信活動等を推進。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年6月24日</p> <p>警 備 局</p>
<p>1 感染者数【6月23日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～786,298人（死亡14,454人）</p> <p>(2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）</p> <p>(3) 世界における感染状況～178,694,596人（死亡3,875,428人）</p> <p>2 政府の対応</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。</p> <p>(2) 緊急事態措置が実施されていた北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県については、6月20日をもって終了。沖縄県については、7月11日まで延長。</p> <p>まん延防止等重点措置については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を追加し、7月11日までとする。埼玉県、千葉県及び神奈川県については7月11日まで延長。なお、岐阜県及び三重県については6月20日をもって終了。</p> <p>(3) 現在、159か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長10日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請。</p> <p>さらに、新たな措置として、インド、パキスタン等7か国に滞在歴のある外国人の再入国は、当分の間、原則拒否。</p> <p>3 警察の対応</p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 警戒警備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港及び検疫所長が指定した待機施設における警戒警備 ○ 医療施設及び軽症者等宿泊療養施設における警戒警備 ○ ワクチン大規模接種センターにおける警戒警備 <p>(3) 繁華街等における制服警察官によるパトロール強化</p> <p>(4) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携</p> <p>(5) 感染防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスクの着用、対人距離の確保等の基本的な対策の徹底 ○ 警察職員を対象とするワクチン接種会場が自治体により設置される場合における、当該自治体との緊密な連携 		